

令和 8 年 7 月 16 日

生徒・保護者の皆様

大阪府立西野田工科高等学校
准校長 高橋 道生

非常変災時の措置について

令和 8 年 5 月 29 日より、気象庁の防災気象情報の運用が変わり、従来の「警報」と「特別警報」の間に「**危険警報**」が新たに位置付けられましたので、次のとおりに対応いたします。

[1] 以下のアまたはイが発令されている間は自宅待機とします。

ア 気象庁より**大阪市**において、「**暴風警報**」もしくは「**暴風雪警報**」が発令された場合、または「**レベル4危険警報(河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮のいずれか)**」以上が発令された場合

イ **大阪市危機管理室**において、**淀川水系・淀川下流域に河川氾濫「レベル4氾濫危険警報」**以上が発令された場合

※【**河川氾濫**】は気象庁の発表後に、**大阪市危機管理室が地域の状況に応じて発令することがあります**

- ・ **午後3時以降、警報等**が解除されていない場合は、**臨時休校**とします。ただし、**午後3時まで**に解除されていれば**平常授業**を行います。

[2] 大阪市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、地震が発生した時間帯に応じて対応します。

生徒が在校中に発生した場合	原則として校内に待機。安全が確認できた時点で下校とする。
登下校時間帯に発生した場合	自宅と学校のうち距離的・時間的に近い方に向かう。ただし、移動が困難な場合は、最寄りの避難場所に避難する。
夜間・早朝に発生した場合	自宅待機とする。

[3] 補 足

- ・ [1][2]のいずれの場合においても、**自己の居住する地域**において該当する場合は、上記に準じて登校または自宅待機とします。
- ・ 警報の有無にかかわらず災害等の影響で公共交通機関が運休となった時は、以下の措置を取ります。
 - 午後3時以降、運転を再開していない場合は、臨時休校とします。ただし、午後3時までには運行が再開されていれば平常授業を行います。
- ・ 不測の事態が発生した場合は、状況に応じて適切に対応いたします。また、**臨時休校となる場合は、学校ホームページにて連絡いたします**ので、随時ご確認くださいようお願いいたします。